

技能労務職 2 級に係る昇格選考要件の改正について

現行の 2 級班員制度においては、昇格選考要件を「技能労務職給料表 1 級に在級する技能職員として 10 年以上の在職年数かつ一定の業務経験を持つ者の内、昇格年度の 2 年度前の人事考課における絶対評価点が所属（相対評価の実施単位）平均点以上の者」と定めているところである。

一方、令和 5 年度から社会人経験者を含む幅広い年齢層で採用を再開しており（令和 3 年度、令和 4 年度については臨時的な採用を実施）、制度導入時から状況が変化していることを踏まえ、今般、本制度の昇格選考要件を下記の通り改正し、令和 8 年 4 月 1 日から運用することとする。

【要件（案）】

技能労務職給料表 1 級に在級する技能職員として 5 年以上の在職年数かつ一定の業務経験を持つ者の内、昇格年度の 2 年度前の人事考課における絶対評価点が所属（相対評価の実施単位）平均点以上の者。